

ブックレビュー

加藤智章・西田和弘編 『世界の医療保障』

(法律文化社、2013年)

黒田 有志弥

1. 本書の特徴

本書は、各国の医療保障制度を紹介するものであり、世界各国の医療保障システムを明らかにすることによって、日本の医療保障制度を見直す視点を探り出すことを意図している。「はじめに」に述べられているように、日本社会保障法学会第58回大会『医療制度改革の到達点と今後の課題』の報告者グループが中心となって企画したものである(学会報告の成果は日本社会保障法学会編「社会保障法」第26号に所収されている)。

本書の構成は、1章から10章で日本、ドイツ、フランス、韓国、台湾、イギリス、オーストラリア、デンマーク、アメリカ、オランダの各医療保障制度を紹介し、11章でヨーロッパ各国の医療保障体制に関してEUがいかなる「調整」を図ってきたのかが検討され、終章で1章から11章を踏まえた日本への示唆が述べられている。また、コラムとして、中国、カナダ、シンガポールの医療制度とその課題が簡潔に記述されている。

本書が各国の医療保障システムを検討するにあたって取り上げている上記の比較対象国は、医療保障体制を、公的医療保険、国民保健サービス、民間保険主導という大きく3つの類型に分類した上で、各類型に属する代表的な国を選定したものである(公的医療保険型に属するのは日本、ドイツ、フランス、韓国、台湾、中国、国民保健サービス型に属するのはイギリス、オーストラリア、デンマーク、カナダ、民間保険主導型に属す

るのは、アメリカ、オランダ、シンガポールであるとす)。比較検討国の選定理由は特に述べられていないが、3つの類型の国をバランスよく取り上げたものと考えられる。ただ、研究者グループに属する個々の研究者の専門としている国を中心に選定したことが推察される中で、なぜ北欧諸国はスウェーデンではなくデンマークなのか、南欧、南米、アフリカ、東アジアを除くアジアの国々が含まれていないのはなぜかなど、比較対象国の選定理由について何らかの言及があった方が読者に親切であったと思われる。とはいえ、各国の医療保障制度の紹介を担当する執筆者は当該国の社会保障制度の専門家であり、共著であることに起因するさまざまな制約(分量、構成など)があったと思われるにもかかわらず、各国の医療保障制度について簡潔かつ明瞭な記述がなされている。

本書の特徴の1つとして挙げられるのは、法学の研究者グループによる著作である点である。各章では根拠法の項目が設けられ、各国の医療保障制度の説明は(条文などの参照はないものの)法律上の根拠を有するものであることが示唆されている。もちろん法制度と実際の運用状況が異なっていることもありうるが、法規によって基礎づけられている制度の仕組みを正確に理解することは、その国の医療保障に対する考え方や理念を明らかにするために必要である。その意味で、本書は、医療保障について各国がなぜそのような制度を採用しているのかを知る十分な手がかりを提供

しているものでもあると言える。

また、本書の今1つの特徴は、各国の医療保障制度を紹介する1章から10章において、その構成が共通のものとなっている点である。すなわち、概ね各章は、基本的枠組、根拠法、適用対象、当事者関係、給付、診療報酬、財源構成、医療提供体制の8項目から構成されている。このことは、本書で紹介されている各国の医療保障制度の比較を平易にし、制度に対する各国の理念の解明や日本への示唆の検討にあたって非常に有益な資料となりうると思われる。

これらの特徴から、本書は、医療費の増加など、日本の医療に対する政策課題を検討する前提として、各国の医療保障制度を横断的に紹介し、「日本の医療保障の特徴を再確認するとともに、日本の医療保障制度を見直す視点を探り出す」基盤を提供していると評価できよう。

2. 本書の内容

前述のように欧州連合を除く各国の医療保障制度を検討する1～10章は、基本的枠組、根拠法、適用対象、当事者関係、給付、診療報酬、財源構成、医療提供体制の8項目からなる。

「基本的枠組」では、当該国の医療保障制度の概要が示される。そこで読者は、当該国の医療保障システムの沿革、特徴、近年の動向などを知ることができるであろう。

「根拠法」は、医療に関する法律名が列挙され、当該法律の規程内容が簡潔に示される。このことにより、「適用対象」以下の記述内容が各国の法律に根拠を有するものであることが示唆されている。

「適用対象」以下は、各国の医療保障制度の具体的な内容であるため、ここでの紹介は差し控えるが、本書が意識する医療についての財源調達とサービスの提供の観点から項目立てがなされ、各国の医療保障制度についての論述がなされてい

る。各章は20頁ほどであるため、各国の医療保障制度の詳細まで論じられているわけではないが、本書の意図する各国の制度を横断的に俯瞰するという意味では十分な内容であると思われる。

11章では、EU域内での各加盟国の医療保障制度に関する「調整」について紹介されている。本章については、終章においても言及がないため、本書における位置づけが若干不明瞭であるが、各加盟国の医療保障制度を含む社会保障制度が自由な移動を阻害しないようにするために、EUがどのような「調整」を図ってきたのかを、まずは社会保障制度一般について紹介した後、医療分野については、患者の国際移動と医療給付の「調整」、国境を越える医療サービスの利用、医療従事者の国際移動の観点から論じている。

終章では、まず、日本を含め本書で取り上げている13か国13通りの医療保障システムが存在することを明らかにしたとする。そして、これらは前述の3つの類型に分けられるとし、各類型の特徴を簡単に示す。その上で、日本の医療保障制度の特徴を明らかにする。ここでは、医療保険の体系と医療提供体制のそれぞれについて4点の特徴が挙げられている。これらの特徴には従来から指摘されているものも含まれているが、終章までを通読すれば、なぜそれらが日本の医療保障制度の特徴たるのかを説得的に理解できよう。

最後に「日本法への示唆」として、日本を含めた各国の皆保険体制の考察、および、日本の制度には見られないゲートキーパーとしての家庭医、保険給付の範囲や患者負担のあり方、これらと密接に関連する補足給付の位置づけが示される。ただ、これらは、各国の制度の簡単な紹介に止まり、「理論的有效性および実現可能性両面からの継続的な検討が求められる」として本書が締められている。

本書の中でも述べられているように、本書は、「医療計画や診療報酬など、さらに深く検討しな

ければならない問題も数多く、「その意味で、医療提供体制に関する比較検討に向けての第一歩である」。日本の医療制度には多くの政策課題が存在するが、それらの課題にどのように応えるべきかは医療あるいは医療制度に関する研究に携わる研究者の共通の課題であろう。その中で制度

設計に根拠を与える法的観点からの研究についても、本書を端緒としてさらに進むことを期待する。

(くろだ・あしや 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)